

おひとりさまの相続対策 ～遺贈寄付、最期のお金の活かし方～

2021年2月

立教大学社会デザイン研究所研究員
星野 哲

1. 少子高齢社会の現状

- ・おひとりさまの増加
- ・夫婦もいつかはおひとりさま

2. 終活について

- ・亡くなるまでと、亡くなった後に必要なこと

3. 遺贈寄付という選択

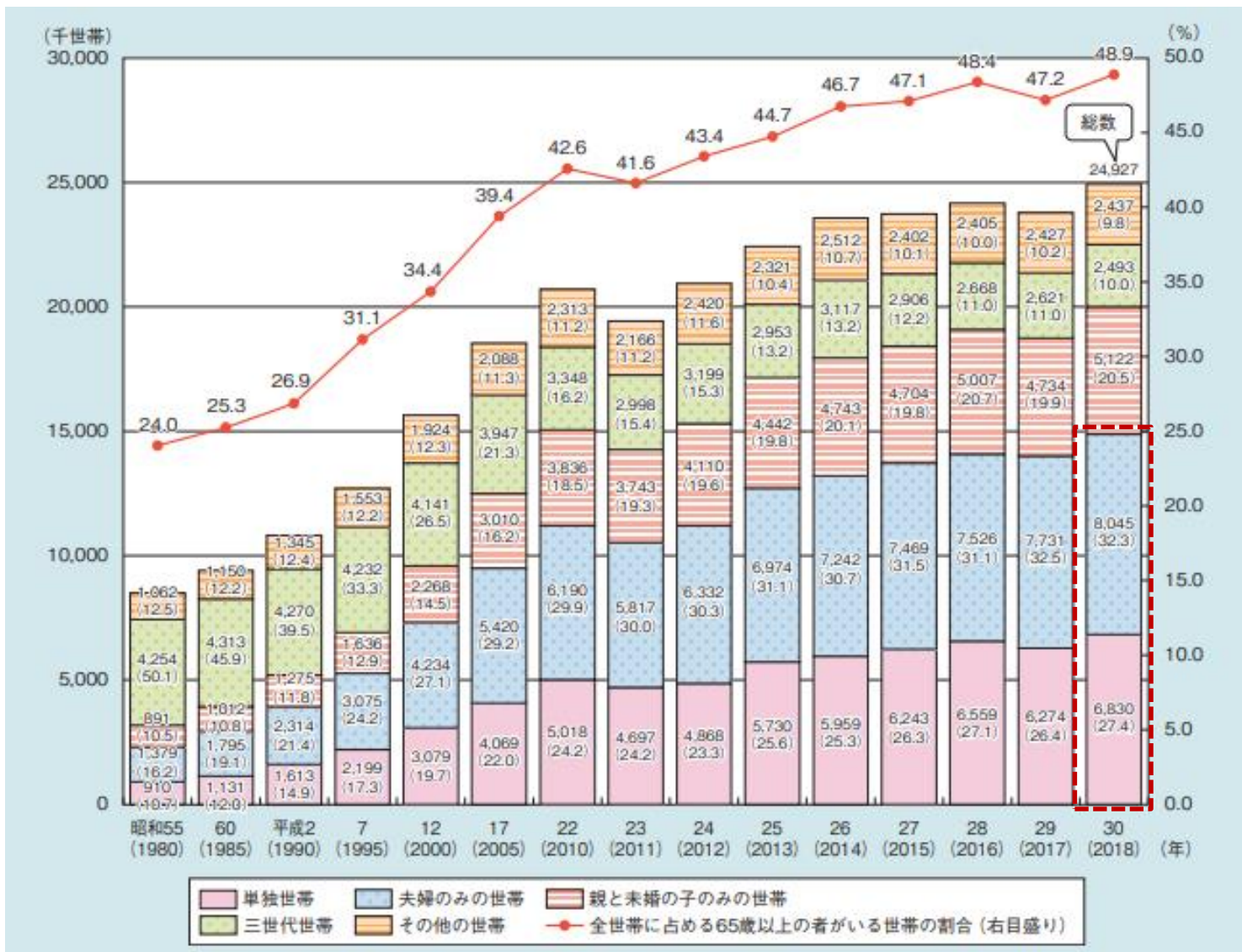
- ・遺贈寄付とは
- ・事例の紹介
- ・その意義とは

4. 信託を活用した遺贈寄付

- ・遺言代用信託、特定寄附信託など

1. 少子高齢社会の現状

夫婦もいつかは一人暮らしに



65歳以上のいる世帯数・割合 (2020年版高齢社会白書)

2. 終活について

人が亡くなれば…

お葬式・
納骨

生保

遺品整理

住まいの処分
(賃貸解約)

火葬

相続

年金、健保
手続き

電気、ガス、水道

終活とは・・・

- 遺言
- お墓の準備
- 葬儀の予約
- 断捨離
- 介護や医療について
など

生命維持治療に関する指示

任意代理契約

(見守り、身元引受、
財産管理など)

遺言の執行

任意後見契約

ケア的関与 ターミナルケア

人生会議 (ACP)

死後事務委任 契約

日常生活
の支援

現在 判断力低下 人生の最終段階 死後

相続人がいなければ遺産は…
最終的に国庫に

⇒ **遺言が大切**

3. 遺贈寄付という選択

遺贈寄付という選択も

・**遺贈** . . . 遺言によって財産を公益法人やNPO法人、学校などに贈ること

・**信託の活用**

(相続財産からの寄付)

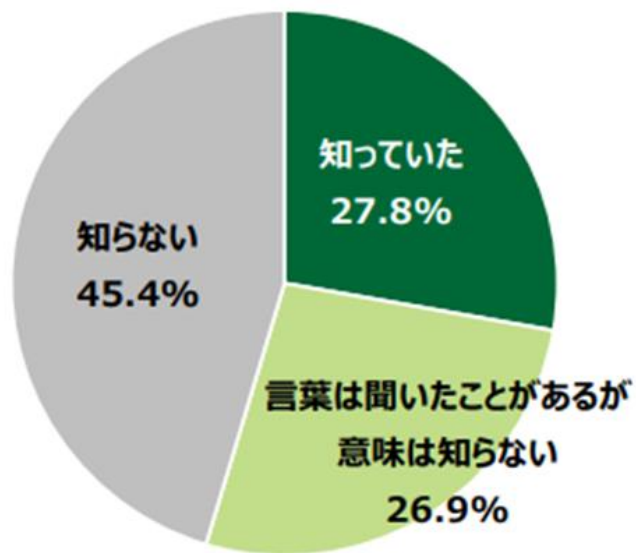
(香典寄付)

さまざまな分野に活かせる

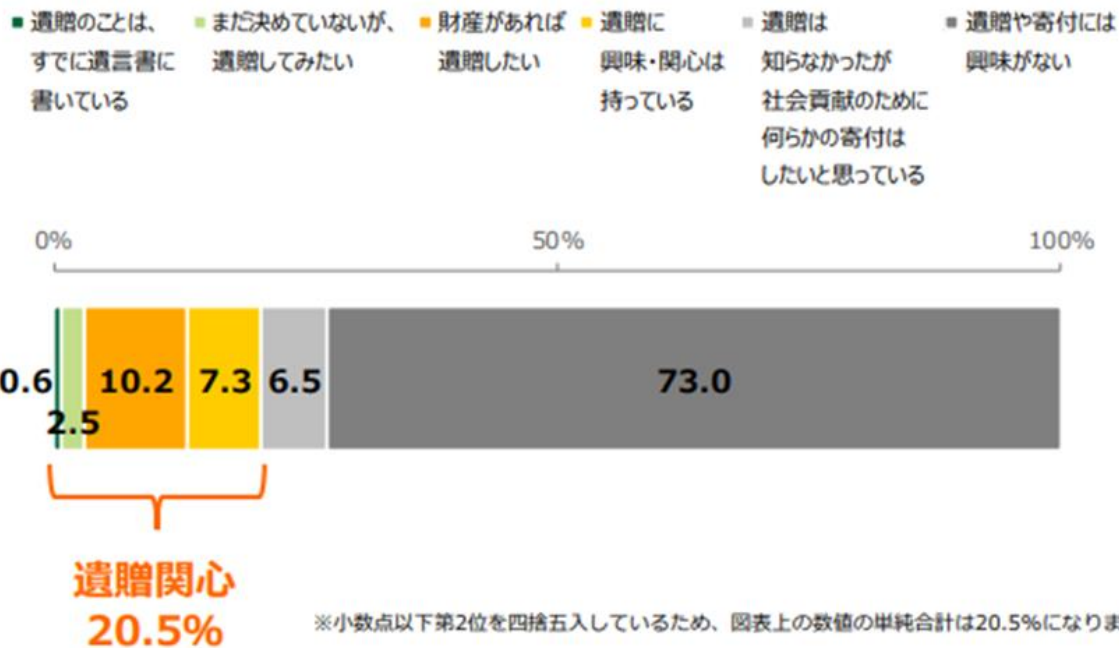
- 紛争や飢餓で苦しむ人たちへ
- 子どもたちの教育や育ちやすい環境のために
- 脱炭素社会や生物多様性の維持など環境関連
- 医療や福祉の分野
- 母校のために
- 地域をよくする活動に ……

遺贈に関心ありは2割

Q あなたは上記説明のような「遺贈」という言葉を知っていましたか。(単一回答)
(n=2000)



Q あなたは「遺贈」をしてみたいと思いますか。(単一回答)
(n=2000)



(日本財団 2021年1月「遺言・遺贈に関する意識・実態把握調査」)

- そもそも遺贈寄付のことを知らない
- 多額でなければできないのではないか
- どれだけ生きるか、資金が不安
- 遺言を作成するのが面倒
- どうしたらいいかわからない
- 信頼できる団体がわからない

ケース：ご恩返し

妻に先立たれた男性

貧しい家庭に育つが奨学金で進学

遺言：遺産は子どもたちの奨学金に

ケース：思いを託し、思いが広がる

1人暮らしの元看護師

脳性麻痺の小児病棟に長年勤務

遺言：入院中の子に付き添う家族の
宿泊施設に遺産を

→「子どもホスピス」建設プロジェクトに発展

ケース：生き方を変える

公益財団法人に
夫の遺言で100万円

妻も、自身の財産から障がい者の作業場所
建設のためにと50万円を寄付
あるN G Oにも毎月寄付

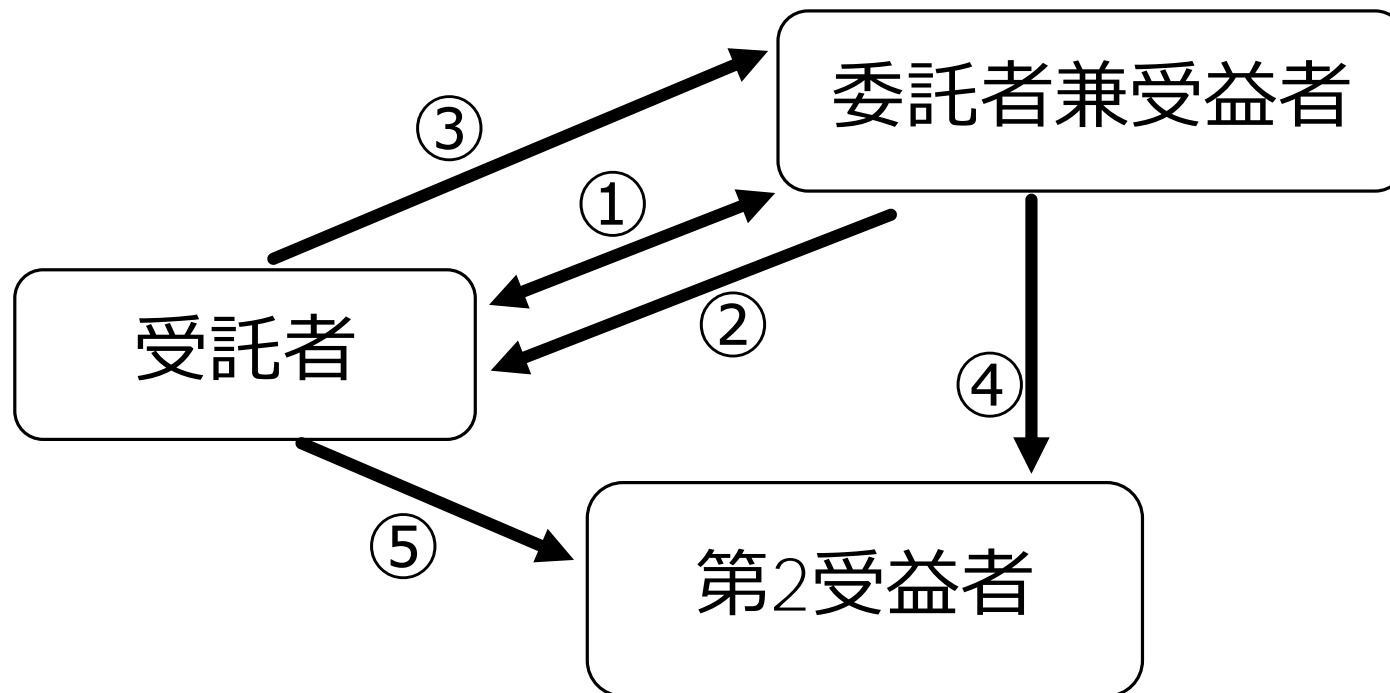
「夫から最後にお金の使い方を教わった」

- **人生の肯定**
- **「思い」を次世代に**
- **未来を信じる**

- **三方よし**
- **遺産の一極集中是正**
- **「老々相続」の一部を社会に**
- **「われわれ」の共有**

4. 信託を活用した遺贈寄付

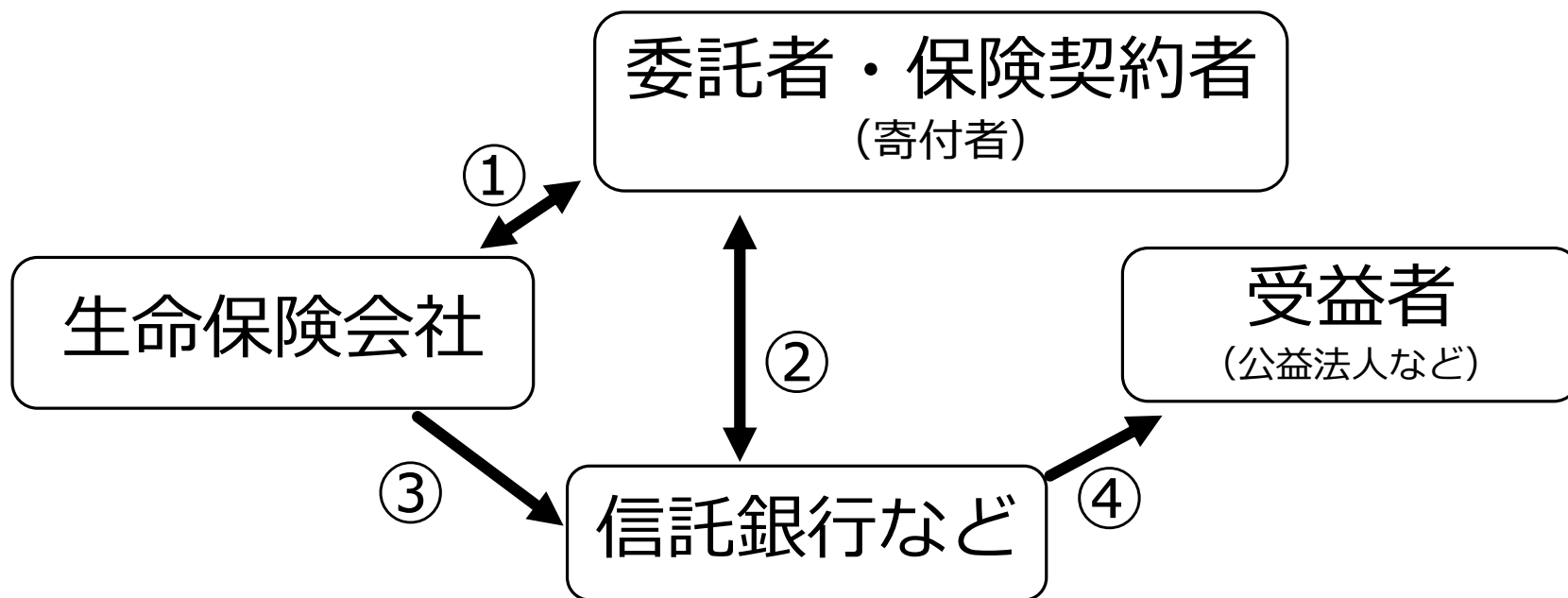
遺言代用信託



- ①信託契約 ②金銭を信託 ③定額支払い
- ④委託者の死後に受益権が移転
- ⑤委託者の死後に一括支払いか定額を継続して支払い

生命保険信託の活用事例

(公益法人などに直接寄付する場合)



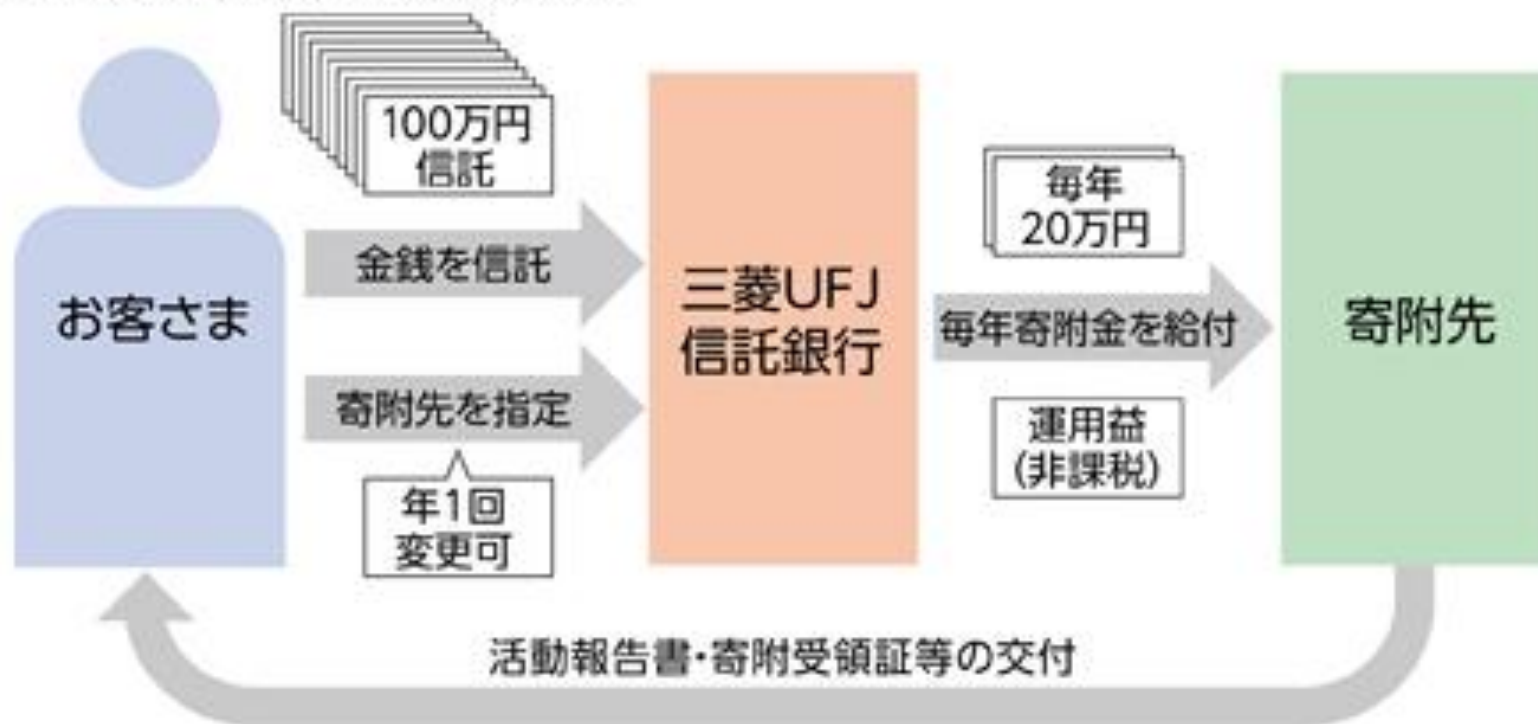
- ①生命保険契約 ②信託契約
- ③委託者死後に請求に基づいて保険金支払い
- ④資金を一括又は定期的に支払い (寄付)

注) 法人を受取人にできない
生命保険会社がまだ多い

特定寄附信託

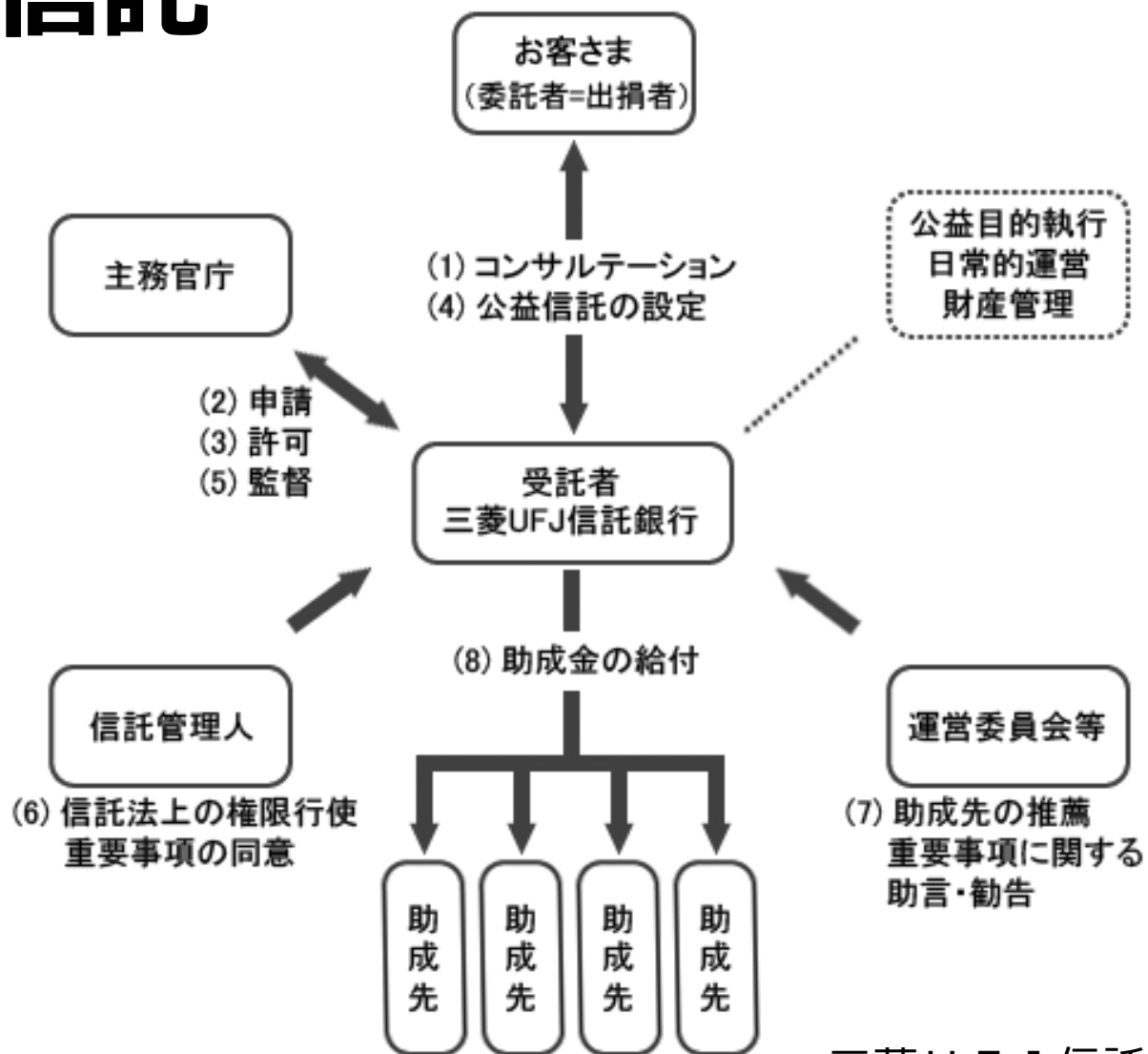
信託銀行によって選べる寄付先が異なる。
5年から最長10年まで。金額上限あり。

例) 100万円をお預けいただいた場合



三菱UFJ信託銀行HPより

公益信託



三菱UFJ信託銀行HPより

ご清聴ありがとうございました。 アンケートのご協力をお願いいたします。

本資料は、講演会用に作成されたもので、保険や投資信託等の募集や勧誘を目的として作成したものではありません。

本資料は考え方の概略をお示しするものであり数値はあくまで概算です。

本資料は2021年2月12日現在の法令・税制等に基づいておおよその概要を説明しておりますが、将来変更される可能性があります。また、法令の詳細や税務申告にあたっては、弁護士やお近くの税務署や税理士などにご相談ください。

本資料は、信頼できる情報源から得た情報に基づき作成したのですが、資料に記述した分析は一定の前提に基づくものであり、その正確性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を予測するものではありません。本資料の内容に関するあらゆる損失に対して三菱UFJ信託銀行は責任を負いません。なお、本資料の無断複製、複写、転送等をご遠慮ください。